

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月18日

【会社名】 株式会社エフティコミュニケーションズ

【英訳名】 F T COMMUNICATIONS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平 崎 敏 之

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員コーポレート統括本部長 山 本 博 之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員コーポレート統括本部長 山 本 博 之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年8月3日（予定）を効力発生日として、当社のソリューション事業（LED照明等環境関連商品、ビジネスホン等情報通信機器、OA機器、SOHO向けスモールサーバー等の販売を主とするオフィスタータルソリューション事業）の有する権利義務等を会社分割により新たに設立する株式会社エフティコミュニケーションズ及び株式会社エフティコミュニケーションズウエストに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．新設分割の目的

当社グループは「オフィスと生活に新たな満足を・・・」をキャッチフレーズとし、法人のみならず一般消費者も含めた様々なお客様に満足いただける商品を提供する企業グループとして、環境関連商材及び情報通信機器販売ならびに各種インターネットサービスの販売を主な事業として取り組んでまいりました。

しかしながら、当社グループを取巻く事業環境は、省エネ志向、グローバル化の進展、情報通信ネットワーク技術の進化等によりかつてないスピードで変化しております。この変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ当社グループ全体の収益力強化によってさらなる企業価値の向上を図るためには、事業会社ごとの権限と責任を明確化する一方で、専門性の追求により各社のブランド力を向上させることが不可欠と考えます。また、当社グループのガバナンス及び事業基盤の強化を図るとともに、グループ全体の成長を見据え、既存事業の更なる発展を追求しつつ、新たな収益の柱を創造し、その市場を開拓して行く新たな経営体制の確立も急務であると考えております。

以上のことから、当社グループの持続的成長を果たすため、当社のソリューション事業を新設分割方式により新設会社である株式会社エフティコミュニケーションズ及び株式会社エフティコミュニケーションズウエストが承継し、当社は持株会社としてグループ戦略立案及び各事業会社の統括管理を行う経営体制に移行するため、新設分割計画及び定款一部変更に関する議案を平成27年6月26日開催の定時株主総会へ上程することとしました。

当社が持株会社制へ移行する具体的な目的は、次のとおりです。

(1)グループ戦略機能の強化

持株会社制に移行することで、グループとしての経営戦略の立案機能を強化するとともに、グループ全体の経営資源の配分最適化を図ります。

(2)各事業会社の価値創造力の強化

持株会社によるグループ経営戦略に沿った事業会社への経営指導や、一元的な管理・監督を行うことで、持株会社と各事業会社の役割及び責任の所在を明確とし、これにより各事業会社の意思決定の迅速化や戦略機能の更なる強化を図ります。また、各事業会社は管掌する事業に特化及び事業環境に適した業務を遂行することにより、各事業における価値創造機能を強化し、これにより当社グループの企業価値の向上を目指します。

(3)コーポレートガバナンスの強化

各事業会社に対する管理・監督機能を有する持株会社が、グループ経営戦略に沿った各事業会社への経営指導を行うことにより、当社グループ全体のガバナンスをより一層強化し、これにより経営の透明性を高め、当社グループの全体の更なる成長を図ります。

また、持株会社としての経営管理を的確に行うため、グループ全体としての包括的なコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を構築し、これにより当社グループの企業価値の向上を目指します。

(4)グループシナジーの発揮

持株会社を核として、グループの持つ人材・技術・ノウハウ等を横断的に活用することによりグループシナジーの最大化を目指します。

2. 新設分割の方法、新設分割となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

(1)新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、「株式会社エフティコミュニケーションズ」及び「株式会社エフティコミュニケーションズウエスト」を新設分割設立会社とする、分社型の新設分割であります。

(2)新設分割となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割設立会社となる「株式会社エフティコミュニケーションズ」及び「株式会社エフティコミュニケーションズウエスト」は、普通株式2,000株を発行し、すべてを新設分割会社である当社に割当交付されるものであります。

(3)その他の新設分割計画の内容

当社が平成27年5月14日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりであります。

3. 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独での新設分割であり、新設分割設立会社の株式のみが当社に割当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割当て株式数につきましては、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮して決定いたしました。

4. 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1)株式会社エフティコミュニケーションズ

商号	株式会社エフティコミュニケーションズ
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6常和水天宮ビル
代表者の氏名	代表取締役 佐藤 政志
資本金	100百万円
純資産の額	975百万円(予定)
総資産の額	2,721百万円(予定)
事業の内容	東日本地区におけるソリューション事業(ビジネスホン、OA機器等情報通信機器、LED照明等環境関連商品の販売)

(注)純資産の額及び総資産の額は、当社の平成27年3月31日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

(2)株式会社エフティコミュニケーションズウエスト

商号	株式会社エフティコミュニケーションズウエスト
本店の所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-28久太郎町恒和ビル2F
代表者の氏名	代表取締役 厚木 大
資本金	100百万円
純資産の額	352百万円(予定)
総資産の額	1,163百万円(予定)
事業の内容	西日本地区におけるソリューション事業(ビジネスホン、OA機器等情報通信機器、LED照明等環境関連商品の販売)

(注)純資産の額及び総資産の額は、当社の平成27年3月31日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

新設分割計画書

株式会社エフティコミュニケーションズ（平成27年8月3日付にて株式会社エフティグループに商号変更予定。以下、「当社」という。）は、会社法第2条第30号に定める新設分割の方法により新たに設立する株式会社エフティコミュニケーションズ（以下、「新設会社」という。）に対し、当社の東日本地区におけるソリューション事業（ビジネスホン、OA機器等情報通信機器、LED照明等環境関連商品の販売）及び付帯する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利及び義務を承継させること（以下、「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設会社の定款記載事項）

第1条 新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数その他定款に定める事項は、別紙1のとおりとし、本店所在地は以下のとおりとする。

本店所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6常和水天宮ビル

（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

第2条 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

佐藤政志、石田誠、伊藤政人、寺山忠恭、神田貴之、宮川 知己、松浦一成、上田剛寛、伊藤範幸

(2) 設立時監査役

風間芳樹

（新設会社に承継される権利義務）

第3条 新設会社は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、その他本件事業に関する一切の権利及び義務（雇用契約を除く）を当社より承継する。但し、法令等又は契約上の理由により設立会社へ承継できないものは除く。

2 当社は、前項の規定により、新設会社が当社より承継するすべての債務につき重畳的債務引受を行うものとする。但し、当社と新設会社との間に生じた債務についてはこれを除くものとする。

（新設会社が本件分割に際して当社に交付する株式数）

第4条 新設会社は、本件分割に際して、新設会社の普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務の対価として当社に割当て交付するものとする。

（新設会社の資本金及び準備金）

第5条 新設会社の資本金及び準備金は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 資本金 | 金100,000千円 |
| (2) 資本準備金 | 金0千円 |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則により算出された額 |
| (4) 利益準備金 | 会社計算規則により算出された額 |
| (5) その他利益剰余金 | 会社計算規則により算出された額 |

（新設会社の成立の日）

第6条 新設会社の設立の登記をすべき日は、平成27年8月3日とする。但し、手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

（競合避止義務の免除）

第7条 当社は、分割会社の成立の日以降においても、本計画書に定める本件事業と競合する事業を行うことができる。

（分割条件の変更及び本件分割の中止）

第8条 当社は次の各号に定める場合においては、当社の取締役会決議により本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

- (1) 本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合。
- (2) 本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合。
- (3) その他本件分割の目的達成が困難となる事態が生じた場合。

(本計画の効力)

第9条 本計画は、新設会社の成立の日までに、当社の株主総会にて本計画の承認が得られなかった場合にはその効力を失うものとする。

(本計画書に定めのない事項)

第10条 本計画書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は当社の取締役会が本契約の趣旨に基づき決定する。

平成27年5月14日

東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6 常和水天宮ビル
株式会社エフティコミュニケーションズ
代表取締役 平崎敏之 (印)

(別紙1)

株式会社エフティコミュニケーションズ定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エフティコミュニケーションズと称し、英文では F T COMMUNICATIONS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- (2) 通信機器、複写機、情報通信機器、電気通信設備並びにその周辺機器・部品の開発、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (3) LED照明・太陽光発電システム等環境関連商品並びにその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (4) 空調機器・冷凍冷蔵機器等空調関連設備一般に関するコンサルティング並びに空調関連商品及びその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (5) 本条記載の事業に関するフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
- (6) 電話回線を利用した各種情報提供サービス業
- (7) インターネットを利用した電話等の通信料金の割引サービス業、インターネット間の接続業務の受託
- (8) インターネット等のネットワークを利用した各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸に関する業務
- (9) インターネット等及びカタログによる通信販売業務
- (10) インターネット等による広告、宣伝の企画、制作及び代理店業務
- (11) インターネットホームページの企画、立案、制作、運用管理
- (12) 電子マネー等電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売、管理並びに電子決済に関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸、資金移動業及び集金代行業
- (13) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、産業車両、自動車用機器及び産業機械等並びにこれらに関する各種部品及び用品の売買、輸出入、価格査定、修理、陸上輸送及び整備
- (14) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の設置工事の請負、設計、開発、保守及び販売
- (15) ミネラルウォーター、清涼飲料水並びに食料品の販売、輸出及び輸入
- (16) 広告代理店業務
- (17) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (18) 債務の保証、引受及び各種債権の売買
- (19) 古物の売買、賃貸、輸出及び輸入
- (20) 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理
- (21) 労働者派遣及び有料職業紹介業
- (22) 下記官公庁関連特需品の販売並びに取付工事及び賃貸
 - 災害防止設備機器
 - 公害防止設備機器
 - 電気通信設備機器、無線通信設備機器、衛星通信設備機器
 - 通信機器、事務用機器、什器備品、室内装飾用品
 - 医療用機器、清掃機器、衛生用品、日用品雑貨
 - 遊技設備機器、家庭用電化製品、空気清浄器、浄水器
 - 生ゴミ焼却炉、不燃物処理機、水質変換機、節水装置
 - 建設機械、運搬機械、自動倉庫、ユニットハウス、テント
- (23) 建設工事全般に関する調査、企画、設計、監理、施工並びに請負
- (24) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の発行する株式は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 8 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し提出しなければならない。

(基準日)

第 9 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 11 条 株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第14条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第17条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427 条第 1 項の規定により取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 25 条 当社の監査役は、2 名以内とする。

(選任方法)

第 26 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第 1 項の規定により監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第 29 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 31 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 32 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

(別紙2)

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、新設会社の成立の日における本件事業に属する次に記載する資産、債務、その他一切の権利及び義務(雇用契約を除く)を当社より承継するものとする。

なお、承継する権利及び義務のうち、承継する資産及び負債の評価は、平成27年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

1 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

本件事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、たな卸資産、前払費用、未収入金その他流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(2) 固定資産

本件事業に係るソフトウェアをはじめとする固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。但し、事務所設備や備品等の管理用資産、関係会社株式を除くものとする。

(3) 流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(4) 固定負債

本件事業に係る固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

2 承継する雇用契約

該当事項はありません。

3 承継するその他の権利義務等

本件事業に関して当社が締結した売買契約、業務委託契約、請負契約、保守サポート契約、秘密保持契約、許認可、登録及び届出事項、リース契約、銀行取引契約その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約より発生した一切の権利義務。

なお、上記に関わらず、新設分割による契約上の地位等の移転が認められない、又は移転できない、もしくは許認可の再取得が不能であるもののうち、本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外するものとする。

また、当社は、各債権者に対して当社より新設会社が承継した債務につき重畳的に引き受けるものとする。

以 上

新設分割計画書

株式会社エフティコミュニケーションズ（平成27年8月3日付にて株式会社エフティグループに商号変更予定。以下、「当社」という。）は、会社法第2条第30号に定める新設分割の方法により新たに設立する株式会社エフティコミュニケーションズウエスト（以下、「新設会社」という。）に対し、当社の西日本地区におけるソリューション事業（ビジネスホン、OA機器等情報通信機器、LED照明等環境関連商品の販売）及び付帯する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利及び義務を承継させること（以下、「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設会社の定款記載事項）

第1条 新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数その他定款に定める事項は、別紙1のとおりとし、本店所在地は以下のとおりとする。

本店所在地 大阪府大阪府中央区久太郎町2-5-28 久太郎町恒和ビル2F

（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

第2条 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

厚木大、石田誠、向笠充、北村淳、上田剛寛、伊藤範幸

(2) 設立時監査役

風間芳樹

（新設会社に承継される権利義務）

第3条 新設会社は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、その他本件事業に関する一切の権利及び義務（雇用契約を除く）を当社より承継する。但し、法令等又は契約上の理由により設立会社へ承継できないものは除く。

2 当社は、前項の規定により、新設会社が当社より承継するすべての債務につき重畳的債務引受を行うものとする。但し、当社と新設会社との間に生じた債務についてはこれを除くものとする。

（新設会社が本件分割に際して当社に交付する株式数）

第4条 新設会社は、本件分割に際して、新設会社の普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務の対価として当社に割当て交付するものとする。

（新設会社の資本金及び準備金）

第5条 新設会社の資本金及び準備金は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 資本金 | 金100,000千円 |
| (2) 資本準備金 | 金0千円 |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則により算出された額 |
| (4) 利益準備金 | 会社計算規則により算出された額 |
| (5) その他利益剰余金 | 会社計算規則により算出された額 |

（新設会社の成立の日）

第6条 新設会社の設立の登記をすべき日は、平成27年8月3日とする。但し、手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

（競合避止義務の免除）

第7条 当社は、分割会社の成立の日以降においても、本計画書に定める本件事業と競合する事業を行うことができる。

（分割条件の変更及び本件分割の中止）

第8条 当社は次の各号に定める場合においては、当社の取締役会決議により本計画の内容を変更し、又は本件

分割を中止することができる。

- (1) 本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合。
- (2) 本計画書作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合。
- (3) その他本件分割の目的達成が困難となる事態が生じた場合。

(本計画の効力)

第9条 本計画は、新設会社の成立の日までに、当社の株主総会にて本計画の承認が得られなかった場合にはその効力を失うものとする。

(本計画書に定めのない事項)

第10条 本計画書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は当社の取締役会が本契約の趣旨に基づき決定する。

平成27年5月14日

東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6 常和水天宮ビル
株式会社エフティコミュニケーションズ
代表取締役 平崎敏之 (印)

(別紙1)

株式会社エフティコミュニケーションズウエスト定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エフティコミュニケーションズウエストと称し、英文では F T COMMUNICATIONS WEST CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- (2) 通信機器、複写機、情報通信機器、電気通信設備並びにその周辺機器・部品の開発、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (3) LED照明・太陽光発電システム等環境関連商品並びにその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (4) 空調機器・冷凍冷蔵機器等空調関連設備一般に関するコンサルティング並びに空調関連商品及びその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (5) 本条記載の事業に関するフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
- (6) 電話回線を利用した各種情報提供サービス業
- (7) インターネットを利用した電話等の通信料金の割引サービス業、インターネット間の接続業務の受託
- (8) インターネット等のネットワークを利用した各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸に関する業務
- (9) インターネット等及びカタログによる通信販売業務
- (10) インターネット等による広告、宣伝の企画、制作及び代理店業務
- (11) インターネットホームページの企画、立案、制作、運用管理
- (12) 電子マネー等電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売、管理並びに電子決済に関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸、資金移動業及び集金代行業
- (13) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、産業車両、自動車用機器及び産業機械等並びにこれらに関する各種部品及び用品の売買、輸出入、価格査定、修理、陸上輸送及び整備
- (14) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の設置工事の請負、設計、開発、保守及び販売
- (15) ミネラルウォーター、清涼飲料水並びに食料品の販売、輸出及び輸入
- (16) 広告代理店業務
- (17) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (18) 債務の保証、引受及び各種債権の売買
- (19) 古物の売買、賃貸、輸出及び輸入
- (20) 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理
- (21) 労働者派遣及び有料職業紹介業
- (22) 下記官公庁関連特需品の販売並びに取付工事及び賃貸
 - 災害防止設備機器
 - 公害防止設備機器
 - 電気通信設備機器、無線通信設備機器、衛星通信設備機器
 - 通信機器、事務用機器、什器備品、室内装飾用品
 - 医療用機器、清掃機器、衛生用品、日用品雑貨
 - 遊技設備機器、家庭用電化製品、空気清浄器、浄水器
 - 生ゴミ焼却炉、不燃物処理機、水質変換機、節水装置
 - 建設機械、運搬機械、自動倉庫、ユニットハウス、テント
- (23) 建設工事全般に関する調査、企画、設計、監理、施工並びに請負
- (24) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の発行する株式は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 8 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し提出しなければならない。

(基準日)

第 9 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 11 条 株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第14条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第17条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427 条第 1 項の規定により取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 25 条 当社の監査役は、2 名以内とする。

(選任方法)

第 26 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 . 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 . 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第 1 項の規定により監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第 29 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 31 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 . 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 32 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 . 未払の配当金には、利息をつけない。

(別紙2)

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、新設会社の成立の日における本件事業に属する次に記載する資産、債務、その他一切の権利及び義務(雇用契約を除く)を当社より承継するものとする。

なお、承継する権利及び義務のうち、承継する資産及び負債の評価は、平成27年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

1 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

本件事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、たな卸資産、前払費用、未収入金その他流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(2) 固定資産

本件事業に係るソフトウェアをはじめとする固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。但し、事務所設備や備品等の管理用資産、関係会社株式を除くものとする。

(3) 流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(4) 固定負債

本件事業に係る固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

2 承継する雇用契約

該当事項はありません。

3 承継するその他の権利義務等

本件事業に関して当社が締結した売買契約、業務委託契約、請負契約、保守サポート契約、秘密保持契約、許認可、登録及び届出事項、リース契約、銀行取引契約その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約より発生した一切の権利義務。

なお、上記に関わらず、新設分割による契約上の地位等の移転が認められない、又は移転できない、もしくは許認可の再取得が不能であるもののうち、本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外するものとする。

また、当社は、各債権者に対して当社より新設会社が承継した債務につき重畳的に引き受けるものとする。

以上